

学校法人長野県理容美容学園

役員及び評議員の報酬の基準に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人長野県理容美容学園（以下「当学園」という。）の寄附行為の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、当学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条に掲げる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第31条に掲げる者をいう。
- (5) 役員等とは、前（1）号及び（4）号に定める者の総称をいう。
- (6) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金他、役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいい、旅費規程を別に定める。

(報酬等の支給対象)

第3条 当学園は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 役員等に対しては、別表のとおり報酬等を支給する。
- 3 定年を前に校長理事を委嘱された者にあつては、本規程によらず、満60歳到達日の属する年度末までは給与規程を適用する。
- 4 前項において満60歳に到達した者、又は外部より招聘された校長理事にあつては、本規程により報酬等を支給する。
- 5 賞与及び役員退職慰労金の支給対象は理事及び監事とする。
- 6 役員が退任したときは、別に定める「役員退職慰労金規程」により支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 当学園における役員等の報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて算定し支給する。

(1) 常勤役員に対する報酬は、別表①に定める額とする。

但し、学園を代表する役員として外部会議等に出席する場合に限り、別表②の非常勤役員と同額を別途支給する。

(2) 前条第3項に定める校長理事にあっても、日当の扱いは別表①を適用し個別日当は支給しない。

(3) 前条第4項に定める者の別表①の月額報酬内訳は基本報酬と役職等手当とし、毎年度、当学園と条件を協議のうえ契約更新する。

(4) 非常勤役員に対する報酬は、別表②に定める額とする。

(5) 評議員に対する報酬は、別表③に定める額とする。

(6) 役員に対する賞与は、別表④に定める範囲内の額とする。

(7) 校長理事に対する役員退職慰労金は、教職員退職金の精算後から算定する。

(8) 経営状況の悪化等により、本規程に定める報酬等の緊急的な不支給又は減額は、理事会決議をもって可能とする。

(費用弁償の支給)

第5条 当学園は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日以降遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等の出張に要する旅費（交通費及び宿泊費等）は、別に定める旅費規程により支給する。

3 常勤役員の通勤費は、給与規程による通勤手当を支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月20日に支払うものとする。但し、支給日が土曜日及び日曜日、又はその日が休日又は金融機関の休業日にあたる場合は、その前日を支給日とする。

2 役員の賞与及び役員退職慰労金は、学園の指定時期に支払うものとする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば、当学園指定の本人名義の金融機関口座に振り込むことを可能とする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当学園は、この規程をもって私立学校法第137条第1項第2号の定めに従い報酬等の支給の基準として公表する。

(改 定)

第9条 この規程の改定は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、旧旅費規程(平成23年4月1日施行)中の役員等に関する部分は廃止する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表

①常勤役員の報酬

	理 事 長	月 額 300,000円
	校 長 理 事	月 額 300,000円
当学園及び両校が開催する会議・行事・式典等について個別日当を支給しない。		

②非常勤役員の報酬

ア) 理事、監事として会議への出席	日 額 11,000円
イ) 上記の他、役員として監査業務並びに式典等、業務のための出勤	日 額 11,000円
但し、上記ア)・イ)が同日に行われた場合、重複支給しない。	

③評議員の報酬

ア)評議員会への出席	日 額 11,000円
イ)上記の他、評議員として当法人業務等のための出勤	日 額 11,000円
ウ) 当学園職員の立場を有する者の評議員会への出席（職員給与と別支給）	日 額 6,000円
但し、上記ア)・イ)が同日に行われた場合、重複支給しない。 又、ウ)の者にあつてはア)・イ)は適用しない。	

④役員の賞与

常 勤 役 員	[理 事 長]	年間支給限度額 基本報酬月額に対し、教職員への 支給月数以下を乗じて支給
	[校長理事]	
非常勤役員	[常任理事]	年間支給限度額 200,000円以内
	[ほか理事 及び監事]	年間支給限度額 140,000円以内